

学校施設使用料の支払方法

令和4年6月1日（水）以降に申請した利用分の学校施設使用料の支払につきましては、事前に学校施設利用券を購入していただきます。施設利用日に学校に提出してください。

学校施設利用券での支払の流れ

学校施設利用券の購入（施設利用【前】）

学校施設利用券は、都内のセブン-イレブン店舗にて購入していただきます（都外不可）。学校施設を利用する前に、セブン-イレブンの店舗にて店舗内のマルチコピー機を操作の上、払込票をレジに持参し、学校施設利用券を購入します。マルチコピー機の操作方法は、別にご案内する「学校施設利用券購入方法（セブン-イレブンマルチコピー機操作手順）」をご確認ください。

◆ 学校施設利用券の購入区分は、下表のとおりです。

利用枠（時間区分） （承認書に記載）	午前	午後1	午後2	午後3	夜間1	夜間2
利用券の購入区分 （マルチコピー機での表示）	昼間（3時間）	昼間（3時間）	昼間（3時間）	昼間（2時間）	夜間（3時間）	夜間（2時間）

学校施設利用の承認を受けた「時間区分」によって、利用券の購入区分が異なります。

承認書をご確認いただき、時間区分に該当する学校施設利用券を購入してください。

◆ 使用料はP2の「学校施設使用料金表」をご確認ください。

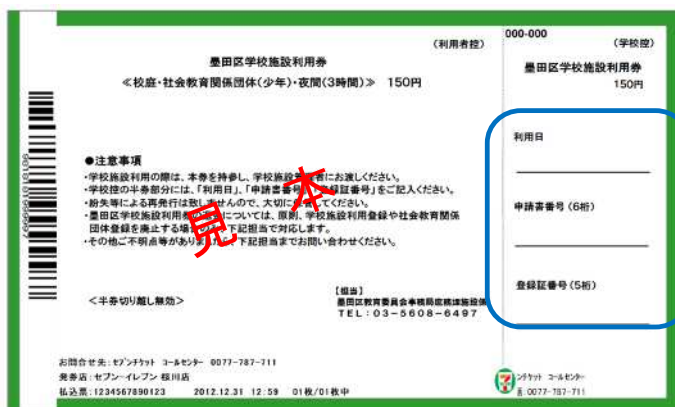
◆ 店舗での払戻しはできませんので、買い間違いのないよう十分にご注意をお願いします。

学校施設利用券の提出（施設利用【時】）

学校施設の利用時に、学校施設利用券を学校（施設管理人）に提出します。提出する際は、学校施設利用券の右側に、利用日、申請書番号（6桁）、登録証番号（5桁）を記入してください。

◆ 半券が切り離された利用券は無効です。 提出前に半券を切りとらないでください。

【見本】学校施設利用券



学校施設利用時に、青枠内に必要事項を記入して、施設管理人に提出してください。

学校施設使用料金表

令和4年6月1日以降申請分適用

利用枠（時間区分）		午前 (午前9時～正午)	午後1 (正午～午後3時)	午後2 (午後3時～午後6時)	午後3 (午後4時～午後6時)	夜間1 (午後6時～午後9時)	夜間2 (午後7時～午後9時)
利用券の購入区分		昼間(3時間)	昼間(3時間)	昼間(3時間)	昼間(2時間)	夜間(3時間)	夜間(2時間)
屋内運動場 (体育館)	区民	990	990	990	660	1,560	1,040
	3割減免	690	690	690	460	1,090	720
	区外	1,480	1,480	1,480	990	2,340	1,560
	少年団体	150	150	150	100	150	100
校庭	区民	600	600	600	400	1,020	680
	3割減免	420	420	420	280	710	470
	区外	900	900	900	600	1,530	1,020
	少年団体	150	150	150	100	150	100
柔剣道場 (格技室)	区民	1,320	1,320	1,320	880	1,680	1,120
	3割減免	920	920	920	610	1,170	780
	区外	1,980	1,980	1,980	1,320	2,520	1,680
	少年団体	150	150	150	100	150	100
教室 (1教室)	区民	240	240	240	160	510	340
	3割減免	160	160	160	110	350	230
	区民外	360	360	360	240	760	510
	少年団体	免除	免除	免除	免除	免除	免除
寺島中 集会施設 (大)	区民	3,060	3,060	3,060	2,040	3,480	2,320
	3割減免	2,140	2,140	2,140	1,420	2,430	1,620
	区民外	4,590	4,590	4,590	3,060	5,220	3,480
	少年団体	免除	免除	免除	免除	免除	免除
寺島中 集会施設 (小)	区民	600	600	600	400	690	460
	3割減免	420	420	420	280	480	320
	区民外	900	900	900	600	1,030	690
	少年団体	免除	免除	免除	免除	免除	免除

- 【区民料金】 登録番号 50000～79999 の団体
- 【3割減免】 登録番号 30000～39999 の団体
- 【区民外料金】 登録番号 90000～99999 の団体
- 【少年団体】 登録番号 10000～19999 の団体

【お問合せ先】

墨田区教育委員会事務局庶務課施設係
TEL : 03-5608-6497